

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年7月21日)

〔件 名〕

- 1 鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る第2回鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について  
(循環型社会推進課)・・・3
- 3 特定外来生物「ヒアリ」に係る対応状況について  
(緑豊かな自然課)・・・4
- 4 日本ジオパーク再認定に係る現地審査について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・6
- 5 キティラ・ハイキング・プロジェクト(ギリシャ)訪問による成果について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・8
- 6 平成29年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草について  
(砂丘事務所)・・・10
- 7 鳥取県中部地震による住宅修繕に係る特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する指示処分について  
(消費生活センター)・・・11
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住まいまちづくり課)・・・13

生活環境部



# 鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る第2回鳥取県環境影響評価審査会の開催結果について

平成29年7月21日  
環境立県推進課

鳥取市青谷町地内における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会（第2回）を開催したので、その概要を報告する。

この度の審査会では、審査会及び行政（市・県）からの意見とそれに対する事業者の見解の確認の他、当該配慮書に対する知事意見として盛り込むべき意見の構成案についても審議を行った。

## 1 事業の概要

事業者：自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）  
内容：青谷町地内において風力発電所（出力：最大40,000kw、基数：最大15基）を設置する。

## 2 第2回審査会の概要

日時：平成29年6月30日 午前10時から正午まで

場所：県庁議会棟3階 特別会議室

議事：

### （1）審査会及び行政（市・県）からの意見とそれに対する事業者の見解の確認

#### ＜主な意見等＞

- ・住民とのコミュニケーションをしっかりとって、信頼関係の構築に努めてほしい。
- ・住民説明会を実施する場合は、風力発電に関するポジティブな情報も加えてはどうか。  
（火力発電に比べてどのくらいCO2が削減されるか、など）
- ・複数の風車に挟まれる地域の複合影響として、音の反射やうねりも考慮すべき。
- ・機種を選定は、最新型（低騒音・小型）のものを含めて検討すべき。
- ・動植物への影響は、希少種を守ればよいという発想ではなく、可能な限り様々な種を調査し、生態系の保全を図るべき。
- ・主要な眺望点からのみでなく、住民が日常的に利用する場所等からの景観についても調査すべき。
- ・文化財が存在する可能性も考慮しながら風車の配置等を検討すべき。

### （2）計画段階環境配慮書に対する知事意見の形成に係る検討

#### ＜審議した知事意見構成案の概略＞

総括的 事項	事業計画の決定にあたり、環境影響を可能な限り回避・低減するよう最大限努めること。
	周辺住民に対し積極的に情報公開し、その意見・要望に対し、十分に説明し、また誠実に対応すること。
	調査・予測の手法や評価指標を適切に設定し、設定根拠等を方法書へ詳細に記載すること。 複数の風車に挟まれる地域では、複合的な影響を踏まえて環境影響評価を実施すること。
騒音・ 低周波音	周辺の住居等との距離を十分確保し、低騒音型の機種を選定するなど、可能な限り影響を回避・低減すること。
水環境	周辺の水源や水生生物の群落地等への影響について調査・予測・評価を実施し、可能な限り影響を回避・低減すること。
地形・ 地質	事業実施想定区域はジオパークに認定されているエリアのため、「重要な地形・地質」を環境影響評価項目として選定し、調査・予測・評価を実施すること。
風車の影	風車が標高の高い位置に建設された場合、より遠距離に影の影響が及ぶおそれがあるため、住居等との距離を十分確保し影響を回避・低減すること。

動植物生態系	専門家からの動植物相の生息・生育情報が少ない地域との指摘があること、猛禽類の生息情報があることなどを踏まえ、適切な範囲・時期を考慮して、調査等を実施すること。
景観	主要な眺望点のみでなく住民が日常的に利用する場所・施設からの景観について、また、昼のみでなく夜の景観についても予測・評価を実施すること。さらに、ジオサイトとして評価された鹿野城跡等も踏まえて、予測・評価を実施すること。
文化財	実施想定区域内にも周知の埋蔵文化財包蔵地があり、また未知の文化財が存在する可能性もあるため、適切に関係機関と協議・調整すること。
その他	保安林や砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地域等、風力発電施設との併存に困難があると見込まれるエリアは事業地として選定しないなど、適切に対応すること。

### 3 今後の予定

- 7月21日 第3回環境影響評価審査会（知事意見に盛り込むべき内容のとりまとめ）  
7月31日 知事意見の提出期限

#### 参考：環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- ・配慮書は事業の位置・規模等の検討段階において環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続である。
- ・今後、手続の各段階で、知事は事業者に対し直接、または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

#### 【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査  
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年7月21日  
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」（以下「手続条例」という。）に基づき、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）から県に昨年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」という。）事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

## 1 条例手続の現状

### (1) 意見書・見解書に対する米子市長の回答概要

手続条例第15条第2項の規定に基づき、意見書・見解書について米子市へ照会していたところ、7月3日付けで米子市長から回答があった。

<米子市回答の概要>

- 「センターが作成した見解書は、関係住民から提出された意見書に対しすべて回答されていることを確認した。」
- 「見解書に対して意見者から更なる意見（以下「再意見」という。）がある場合には、事業計画に対する関係住民の理解を促進する観点から、再意見に対しても誠実に回答するよう（県がセンターを）指導することを要請する。」
- 「なお、平成29年6月29日に開催された米子市議会全員協議会において、センターの見解書に対して、米子市議会議員から意見等があった。（主な意見は次のとおり）」
  - （土光市議会議員）
    - ・事業計画書について、土地関係書類を添付せずに縦覧したことは、不適切であった。
    - ・浸出水が地下へ漏えいしたときの対策はどのようにするのか。
  - （岡村市議会議員）
    - ・平成15年度のセンターの候補地の要件には、飲用水源地若しくはその直上流に位置しない土地と記載されているが、見解書ではそのことに触れられていない。
    - ・再意見に対する見解についても縦覧すべき。
  - （遠藤市議会議員）
    - ・チェック体制、監視体制について、人員、機構図、事務所掌の責任配分を含めて、示していただきたい。
  - （矢倉市議会議員）
    - ・ほとんどの都道府県で産廃管理型処分場が設置されており、先進地の例を調査すれば、反対運動等が出るといふことはなかったのではないか。

### (2) 県からセンターへの通知

米子市長からの回答文書の写しを添付し、7月5日付でセンターに対し再意見がある場合には、関係住民の理解を促進する観点から、再意見に対して誠実に回答するよう助言した。

⇒ センターでは米子市回答、県助言以前から見解書に対する意見（再意見）を提出できるよう配慮。

### (3) 関係住民からの再意見の提出

センターは意見書の提出者に対し、7月11日を期限として再意見の提出を受け付ける旨を周知していたところ、この度、関係住民（2自治会、水利権者1名）から再意見がセンターへ提出された。

<主な再意見の概要>

- ・オープン型、クローズド型など処分場型式やゲリラ豪雨対策について
- ・最終処分場の搬入検査の方法や事故時の対応について
- ・生活環境影響調査（地下水・水源地への影響、粉じんの影響等）について
- ・その他の意見（白紙撤回の要求、開発協定への違反など）

## 2 今後の予定

- 今後、センターでは、再意見に対し見解を示すなど、引き続き、関係住民の理解促進に努めることとしている。
- 県（生活環境部）は、米子市の意見を踏まえた助言への対応を確認するとともに、丁寧かつ適切に、条例手続き等を進めていく。

## 特定外来生物「ヒアリ」に係る対応状況について

平成29年7月21日  
緑豊かな自然課  
空港港湾課

6月9日、兵庫県尼崎市において、中国広東省広州市の南沙港から到着したコンテナから国内で初めてヒアリが確認され、その後も名古屋港、大阪港、東京湾、横浜港など相次いでヒアリが確認されている。現時点で、県内でヒアリの確認はないが、特に中国とのコンテナ貨物の取扱いのある境港においては、定期的に点検や防除体制を講じ、監視を継続する。

### 1 県内の対応状況

#### (1) 鳥取港、境港の対応

- ・6月19日、国土交通省は、全国125港湾（鳥取港、境港含む）の管理者に対し、中国・南沙港からの貨物の取扱いのある港湾の緊急点検を依頼した。両港とも、南沙港の貨物の取扱いはなく、ヒアリと疑われるアリの確認はなかった。（鳥取港においては、コンテナ貨物の取扱いはない。）
- ・6月30日、国土交通省は、中国からの定期コンテナがある63港湾（境港該当）管理者にペイト剤（殺虫エサ）を設置する等、対策を講じるよう要請し、7月6日、境港管理組合において、関係者を集めての会議を行い情報共有し、あわせて県関係機関と管理組合職員で現地点検を行った結果、ヒアリと疑われるアリの確認はなかった。

#### 〈境港〉

- ・7月13日、境港の国際コンテナターミナルの外周約720mのフェンス内側に境港管理組合、県、鳥取県ペストコントロール協会の計10名で、殺虫エサと粘着トラップ約50個を15m間隔で設置した。
- ・トラップは、18日（火）に回収し、19日（水）に米子水鳥公園の桐原佳介主任指導員（昆虫生態学に精通している）に協力を仰ぎ、捕獲したアリを調べたところ、ヒアリは確認されなかった。

※公益社団法人日本ペストコントロール協会：昭和43年11月15日設立。有害生物防除・防疫活動の専門技術者で組織する団体（主に害虫駆除業者）。各都道府県に協会があり、神戸港のヒアリの調査においても協会が協力。

#### 〈鳥取港〉

- ・コンテナ貨物の取扱いはないが、7月5日、港湾事務所職員による自主点検や粘着トラップの設置を行った結果、ヒアリと疑われるアリの確認はなかった。

#### (2) 米子空港、鳥取空港の対応

##### 〈米子空港〉

- ・7月11日、国土交通省は、空港でヒアリは確認されていないが、国際定期便就航空港（米子空港含む29空港）に対して、国際貨物取扱施設がある場合は、ヒアリの緊急点検を行うよう要請した。
- ・米子空港は、国際定期便はあるが国際貨物取扱施設はなく、緊急点検の対象外であるが、すでに6月23日に自主点検を行った結果、ヒアリは確認されなかった。

##### 〈鳥取空港〉

- ・国際定期便の就航はないが、7月14日に職員によるビル周辺の自主点検を実施した結果、ヒアリは確認されなかった。

#### (3) 県関係機関会議の開催と注意喚起

- ・7月3日、県の関係機関と境港管理組合を交えて担当者会議を開催し、神戸港・名古屋港の確認事例、国の対応状況、連携体制や調査対応の確認を行った。
- ・港湾関係者との連絡体制の強化を図っているところであるが、改めて注意喚起と会議資料の提供、県内医療機関に刺された場合の留意事項を送付、学校関係に注意喚起の通知、DBSクルーズに注意喚起、高速バス会社に注意喚起と会議資料の提供、各市町村消防防災主幹課や消防局に注意喚起を行っているところである。
- ・県ホームページにより、ヒアリの特徴や刺された時の対応など県民へ注意喚起を行っている。

## 2 今後の対応

- ・環境省や国土交通省は、7月11日、殺虫エサを68港湾（境港含む）に配布することを決めたが、環境への影響を考慮し、殺虫エサはヒアリ確認の港湾のみとし、粘着トラップの設置などを検討しているところである。（現時点では、公式な文書通知はない。）
- ・国の方針決定を受けて、境港の対応を行うこととするが、今後も定期点検を行い、ヒアリの早期発見に努める。

## 3 国内の確認事例

※7月18日現在

番号	確認地点	発見日	確認日	確認場所	対応状況
1	兵庫県尼崎市	5月26日	6月9日	コンテナ	コンテナ消毒、周辺の緊急調査
2	兵庫県神戸市	6月16日	6月18日	コンテナヤードの舗装の亀裂	周辺の緊急調査
3	愛知県弥富市	6月27日	6月30日	コンテナ上部	周辺の緊急調査
4	大阪府大阪市	6月29日	7月3日	コンテナヤードの舗装の亀裂	周辺の緊急調査
5	東京都品川区	7月3日	7月6日	コンテナ	周辺の緊急調査
6	愛知県飛島村、春日井市	7月6日	7月10日	コンテナと倉庫内	荷物は燻蒸後廃棄 周辺の緊急調査
7	神奈川県横浜港本牧ふ頭	7月14日	7月14日	アスファルト地面の割れ目	周辺にベイト剤、トラップ設置
8	茨城県常陸太田市	7月12日	7月16日	コンテナ	コンテナ内の目視調査、今後周辺へのトラップ設置

## 4 ヒアリの特徴

原産地：南米 ※現在は、アメリカ、中国、台湾など環太平洋諸国に分布が急速に拡大している。

特徴：全体は赤茶色で、腹部は濃く黒っぽい赤色、腹部の先に毒針がある。

大きさは2.5～6mmとバラつきがある。

生態：比較的開けた環境を好み、土で直径25～60cm、高さ15～50cmのドーム状のアリ塚を作る。

極めて攻撃的で、集団で節足動物、小型脊椎動物を攻撃して

捕食したり、樹液、花蜜などを餌とする。

被害：毒針で刺されると火傷のような激しい痛みを生じる。毒性が強く、毒針で刺されるとアレルギー反応で死に至る危険性がある。



## 日本ジオパーク再認定に係る現地審査について

平成 29 年 7 月 21 日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館  
観 光 戦 略 課

山陰海岸ジオパークは日本ジオパーク及び世界ジオパークの認定を受けており、原則4年ごとに再認定を受ける必要がある。この度、7月31日から8月2日にかけて、日本ジオパーク委員会（JGC）による日本ジオパーク再認定に係る現地審査が行われるので、その概要を報告する。

### <これまでの経過>

- H20.12 日本ジオパークネットワークの加盟認定
- H22.10 世界ジオパークネットワークの加盟認定
- H25.12 日本ジオパークネットワークの再認定及び鳥取市青谷町・鹿野町エリアへの拡大
- H26.9 世界ジオパークネットワークの再認定及び鳥取市青谷町・鹿野町エリアへの拡大
- H27.9 アジア太平洋ジオパークネットワーク in 山陰海岸の開催
- H27.11 世界ジオパークのユネスコ正式事業認定

### 1 全体日程

- 7月31日（月）：山陰海岸ジオパーク推進協議会による全体概要説明、鳥取県内審査
- 8月 1日（火）：兵庫県内審査、京都府内審査
- 8月 2日（水）：京都府内審査、兵庫県内審査、記者発表
- 9月中 …JGC認定会議において可否決定について協議
- 9月下旬…審査結果報告書が発出される予定

### 2 審査員

- 中田 節也 氏 JGC副委員長、東京大学地震研究所教授
- 橋詰 潤 氏 明治大学黒曜石研究センター博士
- 和田 庫治 氏 室戸ジオパーク推進協議会事務局長

### 3 主な審査内容（推測）

- ・前回再認定（H25.12）の際に拡大したエリア（鳥取市青谷町・鹿野町エリア）の取組について
- ・前回再認定以降の新たな取組など

### 4 現地審査候補地における説明内容等

上記3の審査内容に加えて、前回審査時のコメント（①拠点施設や野外説明板・案内板を魅力的に。②旅行者にわかりやすいジオツーリズムの提示。③既存エリアと拡大エリアを結ぶ見学コースの設定。④拡大エリアの野外説明板やパンフレット整備。⑤拡大エリアのガイドレベルの向上。）への対応状況について説明することとしている。



現地審査候補地	説明内容
鳥取市青谷支所	山陰海岸ジオパーク推進協議会による全体概要説明
あおや郷土館	あおや郷土館館長による拡大エリアでの活動について説明
青谷上寺地遺跡展示館	青谷上寺地遺跡展示館館長による展示とジオパーク活動での活用について説明
夏泊	鳥取市職員による案内看板等の確認・説明
湖山池・湖山池情報プラザ	鳥取市職員によるアダプトプログラム、ガイドによる活動内容の説明
アルマーレ（岩美町東浜）	各活動者によるアクティビティ・ロングトレイル・ガイド活動の説明、環境省浦富自然保護観察官による保全活動の説明
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館・渚交流館	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館職員による体制強化、新たな展示、施設拡張等の説明

**(参考) 前回審査における日本ジオパーク委員会のコメント**

**(1) 再認定審査結果**

ジオサイトの保全、ジオパーク内の学術研究支援が進展しており、ジオパークとして一体となった運営ができつつある。ジオパーク内のガイド制度の整備が進んでおり、ガイドのレベルアップが可能な体制となってきた。これらの活動をベースに、ジオパークへの旅行者が増えてきており、ジオパークを利用したビジネスが創出され、Iターン、Uターンの移住者が現れている。今後上記活動をさらに進めるとともに、地域住民同士のネットワークをさらに強化し、拠点施設や野外説明板・案内板をより魅力的なものとし、見学モデルプランの提案などを通じて旅行者にわかりやすいジオツーリズムを提示して欲しい。

**(2) 拡大審査結果**

申請のあったエリア拡大は、本ジオパークのテーマを補強し内容を豊かにするものである。拡大エリアには湧水を利用した生活文化、活断層地形と鳥取地震の災害遺構、鳥取砂丘から連続する砂丘地形がある。すでにガイドの活動や新たなガイドの養成も行われており、拠点施設の整備計画もある。以上のようなことからエリア拡大を認める。また、拡大地域を含めて世界ジオパークへの申請を認める。今後既存エリアと拡大エリアを結ぶ見学コースの設定とそれに伴う野外説明板やパンフレットの整備、ガイドのレベル向上等を期待する。

## キティラ・ハイキング・プロジェクト（ギリシャ）訪問による成果について

平成29年7月21日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

観光戦略課

山陰海岸ジオパークトレイル協議会によるキティラ・ハイキング・プロジェクト（ギリシャ）訪問の成果について、報告する。

### 1 訪問の趣旨

キティラ・ハイキング・プロジェクト（代表：フィボス・ツサラヴォポロス氏）は、ギリシャの古いトレイルを再生し、世界上位10位以内のハイキングスポットに入ることを目標に事業を展開し、①品質の高いトレイル環境の提供 ②地元経済の活性化 ③地元特産品の販売 ④地元の人と観光客との交流を推進している。また、来訪者獲得のため、カナダのブルース・トレイルとの連携など、海外への情報発信を積極的に行っているトレイル団体である。

昨年、山陰海岸ジオパークと類似しているトレイルとして、連携して情報発信を行っていただくこと等を内容とする友好協定を締結したところであるが、情報発信の一環として行われたキティラ島での友好セレモニーに出席すること及び今後の連携した情報発信のあり方について協議するため、ギリシャを訪問した。

※ギリシャは、人口約1,000万人に対し、外国人観光客は年間約2,700万人という観光立国である。その中で、キティラ・ハイキング・プロジェクトは、『トレイル』を切り口に新たな顧客を開拓しようとしている。

※キティラ島は、島民3,500人に対し、年間観光客が約70,000人（年々増加傾向）あり、ギリシャ国内のほか、フランス、イタリア、オーストリア、オランダなど、ヨーロッパ各地からの観光客が多い。アジア、米国からの観光客もある。

※ヨーロッパや米国からの観光客は長期滞在するケースが多く、トレイルは重要な誘客ツールの一つとなっている。トレイル以外のアクティビティとして、ダイビング、釣り、セーリング、クライミングなどがあり、今後はヨガ、アグリツーリズム、地形・地質探訪（ジオパーク的）などにも力を入れる予定である。

### 2 訪問による成果

トレイルを手段とした観光客誘致に向けて、トレイルルートの整備、トレイルイベントの開催、周辺環境整備など、目的や手法、課題等に共通点多々あることを確認し、次の項目について、連携して取り組むこととした。

#### <情報交流>

○お互いのトレイルについて、ホームページやSNSで情報発信を行う。

○昨年と今回の訪問時に相互に持参したパンフレット等を有効活用する。

○今後も新たな提案等があれば、メール等を活用し意見交換を行う。

○国際大会に出席した場合など機会をとらえてお互いのトレイルを紹介する。

（※直近では、キティラ・ハイキング・プロジェクトのフィボス代表が出席するドイツのトレイル国際大会で、山陰海岸ジオパークトレイルのパンフレットやビデオを紹介していただくこととなった。）

#### <人的交流>

○今回の訪問で、トレイルコースのガイドをしていただいた、キティラ・ハイキング・プロジェクトに所属のリガス氏が、9月に県内で開催の「次世代トレイルリーダー養成・情報発信事業」に参加される。

**(参考) 訪問の概要**

**(1) 訪問期間**

6月26日(月)から6月28日(水)

**(2) 訪問者**

山陰海岸ジオパークトレイル協議会 森下哲也会長ほか4名

**(3) 友好セレモニー**

キティラ市役所前のメイン広場において、キティラ市長、キティラ文化開発財団会長、森下哲也会長の挨拶の後、友好協定締結記念パネルの除幕等を行った。

**(4) 友好協定コースの認定**

海岸線に面しているなどよく似た「M1コース」が「山陰海岸ジオパークトレイル友好協定コース」に認定された。今後、道標に山陰海岸ジオパークトレイルで使用している道標を設置していただくこととなり、永続的なPR効果が期待できる。

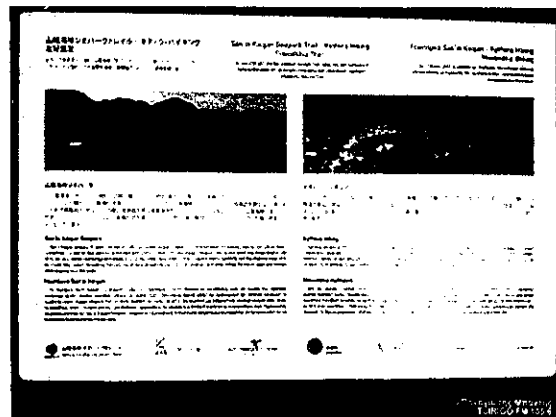
(M1コース：キティラ市役所近郊→小泉八雲の生家前→海沿いルート 約3Km)

**(5) パンフレット、PR用動画について**

この度持参した山陰海岸ジオパーク及び山陰海岸ジオパークトレイルのパンフレット(英語版)等は、市民、観光客に手に取ってもらえるよう、市役所の観光コーナーに配置するほか、キティラ・ハイキングのイベント等で配布することとなった。



左から森下会長、チャチャラキス市長  
カシマティス会長、フィボス代表



記念パネルは日本語、英語、ギリシャ語で  
両トレイルの説明が記されている。

## 平成29年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草について

平成29年7月21日  
砂丘事務所

鳥取砂丘再生会議（会長 松原雄平鳥取大学特任教授）では、平成16年度から県民の皆様と一緒に美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、ボランティア除草に取り組んでいるところであるが、今年度の夏期ボランティア除草を開始したので、その概要を報告する。

### 記

#### 1 除草期間

- ・7月15日（土）～9月3日（日）の土・日曜日 早朝6時～8時の2時間程度。  
（但し、8月12日（土）、13日（日）は中断）
- ・なお、初日の7月15日（土）には、鳥取市長も参加して開始式を開催し、過去に顕著な除草参加実績（※）を有する2団体に感謝状を贈呈した。  
※過去3ヶ年度において継続参加し、延べ100人以上が参加

#### 【感謝状贈呈団体】

日本ボーイスカウト鳥取連盟東部地区協議会  
鳥取部品株式会社

#### 2 ボランティア除草活動の実績

(人)

年度	参加者数	うち観光客除草体験	年度	参加者数	うち観光客除草体験
H28	7,635	4,112	H21	4,349	200
H27	7,264	3,553	H20	3,309	
H26	6,673	2,605	H19	3,207	
H25	4,758	1,880	H18	2,117	
H24	5,654	1,850	H17	904	
H23	5,909	2,100	H16	371	
H22	5,599	985			

※平成16年度から平成28年度までの累計参加人数は、57,749人。

※平成20年度までは夏季ボランティア除草が中心。平成21年度以降は夏季ボランティア除草に加え、通年で団体によるボランティア除草を受入れ、また、土日を中心とした観光客の除草体験を実施。平成26年度から夕方除草を開始。

#### 参考：鳥取砂丘再生会議の概要

##### (1) 目的

鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な人々の協働による取組を推進し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘及びその周辺地域の活性化に資する。

##### (2) 事業

ア 鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業等必要な事業の実施

イ 鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベントの推進

##### (3) 構成

会長 松原 雄平（鳥取大学特任教授）

構成 地元関係団体、民間事業所、環境省等の関係機関など

##### (4) 経費負担

県1/2、鳥取市1/2

平成 29 年 7 月 21 日  
消費生活センター

中部地震により被災した住宅の修繕が進められている中、特定商取引に関する法律（以下、「法」という。）に定める必要事項を記載せずに屋根の修繕工事等の契約を締結・交付した訪問販売事業者に対し、法第 7 条の規定に基づき、7 月 5 日付けで、違反行為の是正を指示したので、その概要を報告する。

## 1 事業者の概要

- (1) 名 称 山口 卓三（やまぐち たくみ、68 歳、個人事業者）  
（屋号：倉吉屋根工房、三重県宅内下水事業協同組合鳥取支所）
- (2) 所在地 倉吉市大谷茶屋 883-158
- (3) 取引形態 訪問販売（法第 2 条第 1 項第 1 号）
- (4) 取扱業務 屋根瓦の補修・修繕等の工事

## 2 指示処分の内容

訪問販売による役務提供契約を締結するときは、法に定める必要事項を記載した書面を交付すること。

## 3 営業活動の概要及び指示処分の原因となる事実

### (1) 営業活動の概要

昨年発生した中部地震の後、屋根瓦の修繕等を行うため、平成 28 年 11 月以降三重県から県内に入り、「三重県宅内下水事業協同組合鳥取支所」と称して消費者宅を訪問し、屋根瓦の補修・修繕等の工事について勧誘を行い、消費者と役務提供契約を締結した。

なお、平成 29 年 2 月以降は「倉吉屋根工房」に改称して同様の営業を継続していた。

### (2) 指示処分の原因となる事実

- ① 上記事業者は、訪問販売により消費者との契約を締結した際、法に定める必要事項（工事内容の明細、工事代金の支払い方法等）を記載した書面を交付しておらず、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められたものである。  
（訪問販売における交付書面の記載不備（法第 5 条第 1 項））
- ② 当センターから当該事業者に対し、平成 29 年 1 月 27 日付で、契約締結の際にクーリング・オフに関する口頭での説明がなされていないこと、また、契約書類の記載事項が不備であったことにより是正指導を行ったが、契約事項の記載不備が改善されないまま、営業活動が継続されていたため、このたび行政処分を行ったものである。

## 4 今後の対応

- ・当該事業者に対しては、今後も事業内容を注視し、指導等を継続する。
- ・訪問販売の場合、契約後 8 日間はクーリング・オフ制度が活用できること、また、期間が経過しても、契約書面を渡されていないときや記載内容に不備があるときは、クーリング・オフが可能な場合があること等について、引き続き県民に周知する。

<参考>

(1) 家屋被害に係る相談件数（県消費生活相談室及び中部ふるさと広域連合） ※平成29年7月12日現在

月	H28 10月	11月	12月	H29 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
相談件数(件)	7	13	10	4	4	6	6	10	5	4	69
うち当該事業者に対する相談	0	1	4	1	2	5	4	6	4	3	30

(2) 当該事業者に関する主な相談事例

相談項目	相談内容
屋根修理	地震で屋根の棟が壊れたので、新聞折込広告を見て県外の業者に見積りを依頼した。その後、余震により屋根全体の瓦がずれていることがわかったので、再見積りを依頼したところ、自分の想定していた額よりもかなり高かった。しかし、早く工事をしてほしかったので、仕方なく工事を依頼したが、業者は督促しても工事に来ない。(その後、当該事業者の説明を受け、相談者は工事の金額、工期についても納得し、工事を発注)
	地震後25万円の見積りで屋根工事を契約した。着工後「余震で被害が拡大しているので追加工事が必要」と言われたが納得できない。 (その後、相談者と当該事業者の話し合いにより、30万円で工事を発注)
	訪問販売で被災した屋根の修繕を30万円で契約して一部支払ったが、作業が中断したまま工期が過ぎても連絡がない。(その後、相談者自らが交渉、修繕完了)
	訪問販売で屋根の修繕を70万円で契約。着工翌日に50万円支払ったが、その後「材料がない」と言って作業に来ない。(その後、修繕完了)
	3か月前に屋根の修繕工事を契約し、60万円の内金を払ったが工事の途中で来なくなった。返金してもらい他の業者に頼みたい。(その後、当該事業者が工事着手)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

変更契約		平成29年7月21日 住まいまちづくり課					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第一団地第三期住戸改 善工事(50-1棟)(建築)	鳥取市 立川町 六丁目	株式会社懸樋工務店 代表取締役 懸樋 義樹	(当初契約額) 243,000,000円  (変更契約額) 253,413,360円	平成28年8月27日 ～平成29年8月31日  (変更なし)	(当初契約年月日) 平成28年8月28日  (変更契約日) 平成29年7月12日	(第1回変更)

